

「淫行」禁止規定について

次世代サポート課

1 淫行処罰規定の構成要件の規定の仕方（書きぶり）について

(1) 最高裁判決と他の都道府県の規定について

① 「淫行」に関する最高裁判決（昭和60年10月23日）

福岡県青少年保護育成条例違反に問われた事件において、「淫行」概念の不明確性について、最高裁判所の多数意見は「淫行」を次のように限定解釈し、条例の規定を有効とした。

「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきものではなく、
(a) 青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、
(b) 青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいう。

② 他の都道府県の規定の仕方は、次のとおり。

「淫行」又は「淫らな性行為」	40都道県	例) 福岡県：何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつな行為をしてはならない。 ※ 解釈により、「淫行」概念を最高裁判決のように限定していると思われる。
「淫行」等以外の表現	6 府県	別紙参照

③ ①及び②を整理すると、次のとおり。

都道府県名	禁止行為の内容	備考
40都道県 神奈川県	「淫行」又は「淫らな性行為」	○ 処罰範囲は最高裁判決とほぼ同じと思われる
千葉県 (三重県ほぼ同表現)	(1) 威迫し、欺き、又は困惑させる等青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段によるほか (2) 単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない性行為又はわいせつな行為	○ 最高裁判決とほぼ同趣旨の表現であり、処罰範囲は最高裁判決とほぼ同じと思われる

京都府	(1) 金品その他財産上の利益若しくは職務を供与し、若しくはそれらの供与を約束することにより、 又は(2) 精神的、知的未熟若しくは情緒的不安定に乗じて、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。	○ (1)は児童買春処罰法の施行により、「職務」を除き空文化 ○ 処罰範囲は最高裁判決より狭いと思われる
山口県 (大阪府ほぼ同表現)	(1) 金品その他の財産上の利益を供与し、若しくは役務を提供し、又はこれらの供与若しくは提供を約束して性行為又はわいせつの行為をすること。 (2) 相手方を欺き、若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつの行為をすること。(大阪府は、「専ら性的欲望を満足させる目的で」を付加) (3) あっせんを受けて性行為又はわいせつの行為を行うこと。	○ (1)は児童買春処罰法の施行により「役務」を除き空文化 ○ 処罰範囲は最高裁判決より狭いと思われる ○ 大阪府はこのほかに、「青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又は青少年にこれらの行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。」の規定あり

(2) 本県条例の規定の仕方について

① 「淫行」や「淫らな性行為」という表現は採らない。その理由は次のとおり。

ア) 多くの都道府県で採用され(近年では、平成17年の東京都の条例改正でも「みだらな性交又は性交類似行為」と規定)、また昭和60年の最高裁判決において限定解釈のもとに規定の有効性が維持されたものの、同判決には反対意見(「淫行」及び「淫らな性行為」という表現から、通常的判断能力を有する一般人が前記の最高裁判決が示す内容を読み取ることは困難である)があるところであり、罪刑法定主義(明確性の原則)の要請からも避けた方がいいと判断される。

イ) 専門委員会報告書においても、「淫行」や「淫らな性行為」とは別の、県民に分かりやすい規定の仕方が求められている。

② 「淫行」や「淫らな性行為」とは別の構成要件の書きぶりとしては、最高裁判決の表現を基本として構成要件化する方法(千葉県、三重県)と同判決の表現をさらに類型化して構成要件化する方法(大阪府、山口県)とがあり、その構成要件例や課題等は次の表のとおり。

区 分	構 成 要 件 例	備 考
千葉県・三重県的な表現	<p>何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 青少年を威迫し、欺罔し、又は困惑等させて、当該青少年に対し、性行為又はわいせつな行為を行うこと。</p> <p>(2) 単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない性行為又はわいせつな行為を行うこと。</p>	<p>○ 「子どもの性被害の防止」をより重視するもの</p> <p>○ 多くの都道府県の処罰範囲と違いが生じない</p> <p>○ (2)については、構成要件の明確性が課題</p>
山口県・大阪府的な表現	<p>何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 青少年を威迫し、欺罔し、又は困惑等させて、当該青少年に対し、性行為又はわいせつな行為を行うこと。</p> <p>(2) } 以下、処罰の必要な行為</p> <p>(3) } を類型化して規定</p>	<p>○ 構成要件がより明確化</p> <p>○ 山口県や大阪府の構成要件は空文化した規定があるなど新たな規定の検討が必要</p> <p>○ 処罰の必要な行為を過不足なく類型化できるかが課題</p>

③ 「青少年を威迫し、欺罔し、又は困惑等させて、当該青少年に対し、性行為又はわいせつな行為を行うこと」について

最高裁判決の(a)の表現から、恋愛やそれに伴う性行為に一般的によく使われ、行為非難性が低いと思われる「誘惑し」という表現を外して、性行為又はわいせつな行為につながる手段として社会的非難を受けるべき行為（青少年を威迫し、欺罔し、又は困惑等させて）に限定して構成要件化したものである。また、威迫、欺罔（欺き）、困惑といった用語は、法律用語としても一般的に使われており、かつ定義も定着していることから、構成要件として問題は比較的少ないと考える。

④ 「単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない性行為又はわいせつな行為を行うこと」について

最高裁判決の(b)の表現である。動機において社会的非難を受けるべき内容（単に自己の性的欲望を満足させるため）に限定して構成要件化したものであるが、行為者の内面を問題にすること、性行為には性的欲望の満足を伴うことなどが構成要件の課題として指摘されている。

行為者の動機や目的を構成要件として掲げるものの例としては、最近法改正された児童買春処罰法において、「自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）」、いわゆる児童ポルノの単純所持者について刑

罰が科せられることとなった（同法第7条）ところであり、構成要件の記述方法としては十分あり得るところである。また、いわゆる淫行処罰規定の罰則適用については、他の都道府県の実例や裁判例で長年積み上げられてきたところでもあり、そうした実例に基づく運用に沿う限りにおいては恣意的な運用の恐れは少ないと考えられ、構成要件として十分成り立つものとする。

- ⑤ 最高裁判決の表現を基本として構成要件化することも考えられるが、より構成要件を明確化させる観点から、さらに構成要件の具体化、類型化が可能か、また適切な表現であるかなどについては、具体的にどのような行為を規制するのかその処罰範囲を踏まえながら、かつ刑事実務に精通した法律の専門家の意見を聞きながら、さらに検討を行っていくことが必要と考える。

2 「淫行」の周辺行為で処罰規定が置かれている行為について

規制の必要性と規定の仕方について、「淫行」規制の構成要件（書きぶり）を踏まえ、また従犯としての処罰可能性などを法律の専門家の意見を聞きながら検討を行っていくことが必要である。

規 定 内 容	罰則（最も多い都道府県の例で記載）
何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。 （規定を置く都道府県数：10）	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつな行為を教え、又はこれらを見せてはならない。（同：44）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
何人も、淫行又はわいせつな行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、そのための場所を提供し、又は周旋してはならない。（同：45）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

3 親告罪とするか非親告罪とするかについて

淫行処罰規定は、すべての都道府県の条例において非親告罪としており、その理由としては、「青少年が健全に育成される社会の実現」という社会的法益の保護を目的としていることを上げ、保護法益の面から説明している。

刑法第176条（強制わいせつ罪）、第177条（強姦罪）は保護法益を個人的法益（性的自由）とすることから親告罪とされているが、こうした犯罪を含め性犯罪が親告罪とされるのは、公訴の提起によって被害者の名誉が害されたり、精神的苦痛を受けるなどの不利益を回避するという被害者保護の観点からである。

一方、親告罪とされていることの課題としては、行為者からの告訴させないための不当な働きかけ、配慮のない言葉かけなどにより、被害者が二次被害を受けるおそれがあること、家族・親族からの性犯罪被害や低年齢の性犯罪被害が潜在化するおそれがあることが挙げられている。

淫行処罰規定の保護法益から親告罪か非親告罪かを整理する面も否定できない（保護

法益を社会的法益とすれば、非親告罪とすることに親和性が増す)が、親告罪とするか、非親告罪とするかは立法政策の問題であるとする判例もある。非親告罪とすることにより、同じ違法行為に対しては、警察・司法が探知した範囲では例外なく処罰が可能となり、その結果予防効果が高まるなど、条例の目的(子どもの性被害の防止)に資する面がある。刑事司法の過程での被害者保護(起訴状朗読において犯罪被害者の氏名等を明らかにしない措置、法廷での証人の遮蔽措置など)が進んできた現在においては、保護法益の如何に関わらず非親告罪とすることが適切であると考え方も十分成り立つものであるが、さらに両者の得失を十分整理した上で決定する必要があるため、法律の専門家の意見を聞きながらさらに検討を行っていくこととしたい。

都道府県条例の淫行処罰規定等について(抜粋)

都道府県名	淫行等禁止に関する条文
千葉県	<p>(みだらな性行為等の禁止)</p> <p>第20条 何人も、青少年に対し、威迫し、欺き、又は困惑させる等青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段によるほか単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない性行為又はわいせつな行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、風俗営業法第2条第6項第1号から第3号まで又は第7項第1号に規定する営業に関し青少年を客に接する業務に従事させる目的で、青少年に性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。</p>
神奈川県	<p>(みだらな性行為、わいせつな行為の禁止)</p> <p>第31条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。</p> <p>3 第1項に規定する「みだらな性行為」とは、健全な常識を有する一般社会人からみて、結婚を前提としない単に欲望を満たすためにのみ行う性交をいい、同項に規定する「わいせつな行為」とは、いたずらに性欲を刺激し、又は興奮させ、かつ、健全な常識を有する一般社会人に対し、性的しゅう恥けん悪の情を起こさせる行為をいう。</p>
三重県	<p>(いん行又はわいせつな行為等の禁止)</p> <p>第23条 何人も、青少年に対し、いん行(青少年を威迫し、欺き、又は困惑させる等不当な手段を用いて行う性交又は性交類似行為及び青少年を単に自己の性欲を満足させるための対象として行う性交又は性交類似行為をいう。次条において同じ。)又はわいせつな行為(いたずらに性欲を興奮させ、若しくは刺激し、又は性的な言動により性的羞恥心を害し、若しくは嫌悪の情を催させる行為をいう。次条において同じ。)をしてはならない。</p> <p>2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。</p>
京都府	<p>(淫行及びわいせつ行為の禁止)</p> <p>第21条 何人も、青少年に対し、金品その他財産上の利益若しくは職務を供与し、若しくはそれらの供与を約束することにより、又は精神的、知的未熟若しくは情緒的不安定に乗じて、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。</p>

都道府県条例の淫行処罰規定等について(抜粋)

都道府県名	淫行等禁止に関する条文
大阪府	<p>(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)</p> <p>第34条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52条)第2条第2項に該当するものを除く。)</p> <p>(2) 専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。</p> <p>(3) 性行為又はわいせつな行為を行うことの周旋を受け、青少年に対し当該周旋に係る性行為又はわいせつな行為を行うこと。</p> <p>(4) 青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又は青少年にこれらの行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。</p>
山口県	<p>(みだらな性行為又はわいせつの行為の禁止等)</p> <p>第12条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 金品その他の財産上の利益を供与し、若しくは役務を提供し、又はこれらの供与若しくは提供を約束して性行為又はわいせつの行為をすること。</p> <p>(2) 相手方を欺き、若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつの行為をすること。</p> <p>(3) あっせんを受けて性行為又はわいせつの行為をすること。</p> <p>2 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつの行為を教え、又はこれらを見せてはならない。</p>

【他都道府県の状況（最高刑による。）】

＜淫らな性行為等＞

罰 則	団体数	備 考
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	37	
2年以下の懲役又は50万円以下の罰金	2	佐賀県、長崎県
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	7	秋田県、埼玉県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県、広島県
計	46	

＜その他＞

罰 則	わいせつな行為を「させる」	「教える」等の行為	場所の提供等
2年・100万円	6	7	5
2年・50万円	—	2	6
1年・50万円	3	13	13
1年・30万円	—	1	—
6月・30万円	1	6	5
50万円	—	3	5
30万円	—	8	11
20万円	—	2	—
10万円	—	2	—
計	10	44	45

※わいせつな行為を「させる」 北海道、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、新潟県、鳥取県、島根県、高知県

※「教える」等の行為 東京都、大阪府：規定なし

千葉県：風俗営業法の業務に従事させる目的が必要。

※場所の提供等 東京都：規定なし

茨城県、千葉県：営業者か否かで罰則に差あり。

深夜外出等の制限について

次世代サポート課

既に多くの都道府県が行っている規制であり実績があることから、同様の規制を行うのであれば、法律実務的な面からの大きな課題はない。また、大人による子ども（青少年）の深夜の連れ出し、同伴、とどめおき等が、子どもの性被害に結び付く場合があることは想像される場所であり、深夜外出等の制限が子どもの性被害防止に一定の効果が見込まれるところである。条例化に当たっては、規制の必要性や規制の効果を見極める上でも、規制対象の行為と「子どもの性被害」との関係性について、さらに整理していく必要がある。

多くの都道府県が行っている規制に基づく規定例は、以下のとおり。

1 保護者の責任の明確化（連れ出し等の規制の前提として必要な規定）について

保護者の責任を明確化するとともに、深夜外出させない努力義務を課すことで、保護者にその責任の自覚を促すものである。

規定例	罰則
保護者は、特別の事情がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない。 (規定を置く都道府県数：44)	なし

2 連れ出し、同伴等の規制について

規制の対象行為について、他県では「連れ出し」、「同伴し」、「とどめ」てはならないとの規定されている場合が多い。

その中で、「とどめ」の運用解釈として、多くは「青少年が帰宅の意思を表しているにもかかわらず、それを翻意させ、又は制止すること」とされているが、さらに、とどまっていることを「黙認」している場合の解釈については、同じような規定ぶりであっても、とどめる行為に含まれると解する県と含まれないと解する県があり、また、同伴行為として解する県もあり解釈がわかれている。

そのため、構成要件をわかりやすくし、解釈をより明確にする観点から、「とどめ」の概念の明確化を図り規制対象行為をどのように規定するか検討が必要である。

規定例	罰則
何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。 (同：45)	30万円以下の罰金

3 深夜営業者の帰宅を促す義務について

深夜外出の制限等の実現のためには、地域社会全体で、深夜外出をしている青少年に帰宅を促すとともに、犯罪に巻き込まれないため等の注意喚起を促すといった取り組みが必要であることから、努力義務規定を設け、深夜営業を営む事業者等に協力を求める規定である。対象は、コンビニエンスストア、ファミリーレストランなど深夜時間帯に営業する施設すべての事業者等である。

規制条項のない都道府県も半数あることから、規定を設ける必要性について検討が必要である。

規 定 例	罰 則
深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人、その他の従業者は、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。 (同：22。別紙参照)	な し

4 深夜営業施設への立入制限について

立入制限施設については、カラオケボックス、インターネットカフェ等を対象としている都道府県は多いが、どのような施設を規制の対象とするか、本県の実情を踏まえた検討が必要である。

規 定 (案)	罰 則
次に掲げる施設の営業を行う者は、深夜において、当該営業の場所に青少年を立ち入らせてはならない。 (1) ○○○○○ (2) ○○○○○ (同：46。別紙参照)	あ り